

タイヤ規格委員会規則

2019年 10月 4日 制定

2020年 10月 9日 改正

(目的)

第1条 本規則は、一般社団法人日本自動車タイヤ協会(以下「本会」という)に置かれるタイヤ規格委員会(以下「本委員会」という)の組織及び運営に関して必要な事項を定め、本委員会の業務の円滑な遂行を図ることを目的とする。

(本委員会の業務)

第2条 本委員会は、自動車タイヤの規格に関する下記の事項を実施する。

- ① 日本自動車タイヤ協会規格の審議及び承認
- ② 日本自動車タイヤ協会規格を掲載した規格総合冊子 JATMA YEAR BOOK の審議及び発行の承認
- ③ ISO/TC31 国内審議団体として、ISO/TC31 が関与する ISO 規格の検討、提案及び投票に係る審議及び承認
- ④ その他本委員会の目的を達成するために必要な事項

(組織及び業務の分掌)

第3条 本委員会の下にタイヤ規格部会及び ISO 規格部会を置く。

2 タイヤ規格部会は、以下の業務を本委員会から分掌する。

- ① 日本自動車タイヤ協会規格案の作成
- ② 日本自動車タイヤ協会暫定規格の作成、審議及び承認
- ③ 規格総合冊子 JATMA YEAR BOOK 案の作成

3 ISO 規格部会は、以下の業務を本委員会から分掌する。

- ① 本委員会が発案する、新規 ISO 規格案及び既存 ISO 規格の全面改訂案の作成
- ② ISO/TC31 が関与する ISO 規格のうち、本規則第 3 条 3 ①に示される以外のものの検討、提案及び投票に係る審議及び承認
- ③ ISO/TC31 に係る会議への出席者の決定及び派遣

4 タイヤ規格部会及び ISO 規格部会の業務及び運営の詳細は、それぞれ附属書1のタイヤ規格部会規程及び附属書 2 の ISO 規格部会規程によるものとする。

(委員の資格等)

第4条 本委員会の委員は、タイヤ製造者及び関係省庁並びにタイヤに関連する分野の関係者から、本会会長が委嘱する。

2 本委員会の目的達成のために必要な場合、関連する分野の関係者及び学識経験者を委員として委嘱することができる。

(委員長)

第5条 本委員会に委員長を置き、委員長の選出は委員の互選による。

(任期)

第6条 委員及び委員長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補充又は増員のため就任した者の任期は、前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

(本委員会の招集)

第7条 本委員会は、委員長又は本会専務理事が招集する。

2 本委員会は、年一回秋季に開催する。また、必要がある場合には臨時に開催することができる。

(定足数、評決)

第8条 本委員会の決議は、委員の三分の二以上が出席し、出席者の過半数をもって行う。

(事務局)

第9条 本委員会の事務局は、本会に置く。

(規則の改正)

第10条 この規則を改正する場合は、本委員会の承認を得なければならない。

(附則)

この規則は、2019年10月4日から施行する。

以上

(発行理由)

- 2019年10月4日 制定

一般社団法人日本自動車タイヤ協会が日本工業標準調査会(JISC)の承認に基づくISO/TC31の国内審議団体としての役割を適切に実施するため、タイヤ規格委員会の組織及び運営を見直すことが2018年7月開催の技術委員会及び同年10月開催のタイヤ規格委員会において決定された。

この決定を受け、これまでのタイヤ規格委員会規程を廃止し、組織及び運営に関して所要の見直しを行ったタイヤ規格委員会規則を新たに制定した。